

# 参 考 資 料

## 目 次

### 1 職員の給与関係

平成28年職員給与実態調査の概要	-----	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	----- 2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	----- 3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	----- 3
第 4 表	職員の平均給与月額	----- 4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	----- 5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	----- 5
第 7 表	職員の単身赴任手当の支給状況	----- 6
第 8 表	職員の住居手当の支給状況	----- 6
第 9 表	職員の通勤手当の支給状況	----- 6
第 10 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	----- 7
第 11 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	----- 35

### 2 民間の給与関係

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	-----	36
第 12 表	産業別、企業規模別調査事業所数	----- 37
第 13 表	民間における初任給の改定状況	----- 37
第 14 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	----- 38
第 15 表	民間における給与改定の状況	----- 38
第 16 表	民間における定期昇給の実施状況	----- 39
第 17 表	民間における定期昇給制度の状況	----- 39
第 18 表	比較対象従業員に係る職種	----- 40
第 19 表	民間における職種別給与額等	----- 41
第 20 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	----- 44
第 21 表	民間における家族手当の支給状況	----- 45
第 22 表	民間における住宅手当の支給状況	----- 46
第 23 表	民間における特別給の支給状況	----- 46
第 24 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	----- 47
第 25 表	民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	----- 47

### 3 労働経済関係

第 26 表	労働経済指標	----- 48
--------	--------	----------

### 4 生計費関係

第 27 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	----- 50
--------	------------------------	----------

### 5 国及び都道府県の給与関係

第 28 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	----- 51
--------	------------------	----------

### 6 人事院勧告等の概要

-----	-----	52
-------	-------	----

# 1 職員の給与関係

## 平成28年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、平成28年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、平成28年4月1日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

### (3) 調査の内容

平成28年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

### (4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

### (5) 調査の結果

平成28年4月1日現在における職員の給与等の実態は、第1表から第11表のとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員		警察官	教員
			うち行政職員		
職員数	人 22,286	人 5,934	人 4,905	人 3,324	人 13,028
給料の月額	円 361,508	円 342,471	円 344,882	円 317,984	円 381,284
扶養手当	8,050	8,576	9,177	11,678	6,885
給料の特別調整額	4,866	6,163	6,671	2,203	4,954
地域手当	12,583	12,490	12,315	11,206	12,978
住居手当	3,768	4,062	3,820	1,845	4,124
その他	841	1,830	321	1,010	347
計	391,616	375,592	377,186	345,926	410,572
平均年齢	歳 43.2	歳 43.2	歳 43.8	歳 37.3	歳 44.7
平均経年数	年 20.9	年 21.2	年 22.0	年 15.9	年 22.0

(注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第10表まで同じ。)

2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の平成28年4月1日付け採用者を除いたものである。

3 「給料の月額」には、給料の調整額、教職調整額及び平成27年切替えに伴う現給保障の経過措置額を含む。(第4表において同じ。)

4 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

(注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用

2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用

3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
一般職員	行政職	4,308	43.2	21.1
	事務職	743	44.3	23.5
	研究職	255	42.2	19.4
	医療職(1)	30	48.8	23.7
	医療職(2)	214	42.2	19.2
	医療職(3)	308	41.9	19.0
	技術職(1)	75	40.2	18.7
	技術職(2)	1	x	x
	小計	5,934	43.2	21.2
警察官	公安職	3,324	37.3	15.9
教員	教育職(1)	3,387	44.4	21.7
	教育職(2)	9,641	44.8	22.1
	小計	13,028	44.7	22.0
全職員		22,286	43.2	20.9

(注) 「x」の箇所については適用人員が1人であるため、記載しない。(第3表において同じ。)

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員		%	%	%	%	%	%	%
	行政職	100.0	77.7	6.7	15.6	0.0	72.6	27.4
	事務職	100.0	39.2	21.8	39.0	-	35.0	65.0
	研究職	100.0	96.9	1.9	1.2	-	79.2	20.8
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	63.3	36.7
	医療職(2)	100.0	82.7	17.3	-	-	39.3	60.7
	医療職(3)	100.0	34.7	63.3	2.0	-	21.1	78.9
	技術職(1)	100.0	46.7	53.3	-	-	2.7	97.3
技術職(2)	100.0		x	x	x	x	x	
	小計	100.0	71.4	12.3	16.3	0.0	63.3	36.7
	うち行政職員	100.0	71.7	9.0	19.3	0.0	67.3	32.7
警察官	公安職	100.0	59.7	4.4	35.9	0.0	92.2	7.8
教員	教育職(1)	100.0	95.1	2.5	2.4	-	56.9	43.1
	教育職(2)	100.0	91.0	9.0	0.0	-	45.4	54.6
	小計	100.0	92.1	7.3	0.6	-	48.4	51.6
全職員		100.0	81.7	8.2	10.1	0.0	58.9	41.1

## 第4表 職員の平均給与月額

### その1 職員別

給与種目		職員の区分			警察官	教員
		全職員	一般職員	うち行政職員		
28 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 361,508	円 342,471	円 344,882	円 317,984	円 381,284
	扶養手当	8,050	8,576	9,177	11,678	6,885
	給料の特別調整額	4,866	6,163	6,671	2,203	4,954
	地域手当	12,583	12,490	12,315	11,206	12,978
	住居手当	3,768	4,062	3,820	1,845	4,124
	その他	841	1,830	321	1,010	347
	計(A)	391,616	375,592	377,186	345,926	410,572
27 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 362,972	円 344,274	円 347,267	円 317,512	円 383,392
	扶養手当	8,145	8,465	9,311	11,766	7,084
	給料の特別調整額	4,924	6,330	6,924	2,174	4,934
	地域手当	11,268	11,588	10,909	9,857	11,466
	住居手当	3,638	4,039	3,674	1,712	3,926
	その他	1,574	4,402	342	959	361
	計(B)	392,521	379,098	378,427	343,980	411,163
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		% 99.8	% 99.1	% 99.7	% 100.6	% 99.9

### その2 給料表別

給与種目	給料の月額	扶養手当	給料の特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 342,401	円 9,692	円 7,278	円 12,328	円 3,954	円 310	円 375,963
事務職	333,183	4,608	1,841	11,207	3,166	350	354,355
研究職	358,370	9,502	6,165	12,343	6,071	118	392,569
医療職(1)	512,774	11,983	38,893	90,184	5,800	303,960	963,594
医療職(2)	345,992	6,330	4,123	11,762	4,667	-	372,874
医療職(3)	341,986	4,525	752	11,459	5,264	279	364,265
技術職(1)	307,491	2,413	-	10,227	5,013	416	325,560
公安職	317,984	11,678	2,203	11,206	1,845	1,010	345,926
教育職(1)	389,826	7,954	3,040	13,246	5,545	36	419,647
教育職(2)	378,284	6,509	5,627	12,883	3,625	456	407,384

(注) 技術職(2)については適用人員が1人であるため、記載しない。(第10表において同じ。)

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者 (13,000円)	配偶者が いない場 合の子、 父母等 のうち1人 (11,000円)	子、父母 等 (6,500円)	計 (A)	子のうち特定 期間にある者 (5,000円加算)		
一般職員	人 1,252	人 148	人 3,986	人 5,386	人 1,415	人 2,625	人 2.1
警察官	1,465	17	2,617	4,099	515	1,885	2.2
教員	1,804	297	7,444	9,545	2,918	4,809	2.0
全職員	4,521	462	14,047	19,030	4,848	9,319	2.0

(注) 1 扶養手当の対象となる扶養親族数欄の( )内の金額は、それぞれ当該扶養親族についての扶養手当の現行支給月額である。  
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、19,251円である。  
 3 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政	事務	研究	医療	医療	医療	公安	教育	教育	計
		職	職	職	職(1)	職(2)	職(3)	職	職(1)	職(2)	
職員の給与に関する条例	1種	人 39	人	人 1	人	人	人	人 3	人	人	人 43
	2種	29			5			17			51
	3種	70		1	5	1		51			128
	4種	106		9	1	7	2	3			128
	5種	203		10	1	6	2	18			240
	6種	4		2							6
	7種	1									1
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	33	57
	2種		13						51	151	215
	3種								79	524	603
	4種		15						23	359	397
計	452	28	23	12	14	4	92	177	1,067	1,869	

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額の支給されているものはない。  
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,021円である。

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離				手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60km未満	60km以上 100km未満	100km以上 300km未満	受給者計	
受給者	人 94	人 5	人 4	人 103	円 31,010

第8表 職員の住居手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	人 3,320	人 947	人 249	人 2,124
11,000円未満	11	5	3	3
11,000円以上 27,000円未満	1,428	341	118	969
27,000円	1,881	601	128	1,152
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 25,293	円 25,455	円 24,635	円 25,297

(注) 最高支給限度額は、27,000円である。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	人 19,658	人 5,397	人 2,513	人 11,748
交通機関のみ利用	1,070	943	66	61
交通用具のみ使用	18,185	4,137	2,408	11,640
交通機関 併用者 交通用具	403	317	39	47
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 10,165	円 13,088	円 9,432	円 8,979

第10表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									1
7									
8									
9	1	19				1			
10		4							
11	1	14							
12		53							
13		17					1		6
14		11							6
15	2	19							1
16		49							1
17	1	9							
18	1	7							
19	6	4	8			1			
20	2	51	32						
21		2	6						
22			8						
23	3	17	8					3	
24		10	51						
25	2	10	9						
26	3	38	15						
27	4	14	16					10	
28	3	7	30						
29	91	12	18					1	
30	3	47	17					10	
31	9	14	12					10	
32	1	10	40					11	
33	3	6	7				60	3	
34	1	4	15	1			4		
35	84	2	12				7	2	
36	1	3	15				5		
37	12	4	10				8		
38	10	1	11	10			20		
39	71	2	10						
40	5		42	4			3		
41	2	3	8	2			2		1
42	3		11	13		1	7		
43	3	2	6	7			2		
44			16				5		
45	3	1	8	6			4		
46			38	30					
47			15	17					
48	1		23	12					
49	4		10	21					
50			21	54			4		
51			10	22					
52			8	16		9	1		
53	1		12	26			4		
54		1	23	18					
55	1		16	42		1	5		
56	1		8	16		139	1		



級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57			10	20		10	2		
58			11	20		6	1		
59			13	37		25	2		
60			8	19		94			
61			5	23	1	1	1		
62			6	15		20			
63			10	32	14	4			
64			5	48	2	25			
65			16	22	6	16			
66			3	19	1	41			
67			3	15	10	5			
68			3	17	5	36			
69			4	25	11	17			
70				12	9	30			
71			8	11	15	29			
72			4	27	40	19			
73			3	13	7	28			
74			2	7	29	18			
75			2	14	30	24			
76			2	15	13	25			
77			1	19	45	125			
78			1	17	40	32			
79			3	13	35	55			
80			3	12	10	19			
81			5	6	37	95			
82			1	11	26	37			
83			2	4	33	44			
84			2	6	6	13			
85			1	4	14	113			
86			3	2	3				
87			2	14	8				
88				2	3				
89			1	13	1				
90				8					
91			1	1	1				
92				3					
93				34	4				
94			1						
95									
96									
97									
98									
99			1						
100									
101									
102									
103									
104									
105			1						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112			1						
113									
114									
115									
116									

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	339	467	773	897	459	1,158	149	50	16
構成比(%)	7.9	10.8	17.9	20.8	10.6	26.9	3.5	1.2	0.4
平均給料 月額(円)	190,498	224,146	293,931	363,248	387,317	405,419	430,797	458,472	495,369

人員計	4,308 人
平均給料月額	339,970 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	4	9					
10							
11		2					
12							
13	3	7					
14		3					
15	4	3					
16							
17	1	3					
18		2					
19	6	2	3				
20		2	2				
21	3		1				
22		2	1				
23	2	10	3				
24			1				
25	5	4	4				
26		2					
27	3	8	2				
28	1	3	1				
29	7	3	4				
30		2	1				
31	1	6	5				
32							
33	8	2					
34							
35	3		1				
36	1		1				
37	11	2	2				
38	1						
39	3		4				
40	2		1				
41	1		1				
42		1	1				
43	1		1				
44							
45	1		2				
46	1	1	1	1			
47							
48	1		1				
49			2	1			
50	1						
51			2	4			
52				4		24	
53			4	4		2	
54			5	4		3	
55			6	1		1	
56				7		16	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			4	7		1	
58			2	1		2	
59			3	8			
60			5	3		8	
61			5	7			
62			4	7		1	
63			7	8			
64			4	4		5	
65			4	5			
66			4	7			
67			6	6			
68			4			6	
69			6	3			
70			3	3		2	
71			5	6	1	6	
72			2	6		2	
73			4	1		1	
74			1	6		4	
75			7	6	4	3	
76				4	5	1	
77			5	3	14	21	
78			1	2	4	2	
79			1	1	10	7	
80			2	5	1		
81			3	3	8	10	
82				3	5	5	
83				3	4	1	
84				3	1		
85				4	4	4	
86			1	2			
87			1	4	2		
88				2			
89			2	4	1		
90				5	3		
91			1	2			
92				2			
93				48			
94							
95							
96			2				
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111			1				
112							
113			1				
114							
115							
116							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	75	79	164	220	67	138	-
構成比(%)	10.1	10.6	22.1	29.6	9.0	18.6	-
平均給料 月額(円)	181,740	225,241	313,323	370,366	388,491	404,210	-

人員計	743 人
平均給料月額	331,225 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9					
10					
11		2			
12					
13		2			
14					
15		2			
16					
17					
18					
19		3			
20		1			
21		2			
22		2			
23		5			
24					
25		1			
26					
27		1			
28		6			
29					
30					
31					
32					
33		2			
34		6	2		
35					
36		1	2		
37		1			
38		9	3		
39					5
40		2	2		
41					
42					
43		1			2
44		2	2		
45		1	1		
46			2		
47		1	2		
48		4	1		
49			2	6	
50			1		
51		3	1		
52		2	3		
53			4	9	
54		1	2		
55					
56		6	1	1	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57		1	1	2	1
58		3	1	3	
59		2	1	1	
60		1	3	2	
61			2	1	
62		2	3		
63		1	5	2	
64		6	3	2	
65		1	2	1	
66		2		3	
67		1	2	1	
68		1	2	3	
69		1			
70			2	3	
71		1	2	3	
72		1	2	3	
73		1	1	25	
74					
75			2		
76			2		
77			1		
78					
79			2		
80			3		
81			3		
82		1	1		
83			1		
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93		1			
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	98	78	71	8
構成比(%)	-	38.4	30.6	27.9	3.1
平均給料 月額(円)	-	275,978	375,740	431,258	458,263

人員計	255 人
平均給料月額	355,447 円



医療職給料表（1）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19	1			
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38			1	
39	1			
40				
41			1	
42				
43	2			
44				
45				
46			2	
47	1			
48			1	
49				1
50			1	
51				
52				1
53				
54				
55	1			
56			1	

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
57				1
58			1	
59			1	
60			1	
61				
62				
63			1	
64				1
65				5
66				
67			1	
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86			1	
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	6	2	13	9
構成比 (%)	20.0	6.7	43.3	30.0
平均給料 月額(円)	361,900	431,600	514,962	566,689

人員計	30 人
平均給料月額	494,310 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5		3					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		2					
18							
19							
20							
21		1					
22							
23		3					
24							
25		1					
26							
27		1					
28							
29		2	4				4
30							
31		3	1				2
32		2	1				
33		5					
34							
35		4	1				
36			1		1		
37		6	1				
38		1	1				
39		3	1				2
40		1			2		1
41		1	3	2	1		
42			1		1		
43			2				
44				1			
45			1		2		
46					2	2	
47			2			1	
48			1	1	1	1	
49			1			1	
50			1		2	1	
51		1		2	3		
52			1		1	2	
53			3			2	
54				1		2	
55		1	3		3	1	
56			1		3		
57		1	2	3	2		
58				1		2	
59			1			2	
60			1		2		

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61			4	1	4	1	
62			1	1		2	
63			1				
64					1		
65			1			31	
66			2	1			
67			1		1		
68			2				
69			1				
70				1	1		
71				1	2		
72			1		1		
73							
74					3		
75							
76							
77					1		
78							
79					2		
80							
81							
82							
83							
84							
85					5		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計 (人)	-	42	49	16	47	51	9
構成比 (%)	-	19.6	22.9	7.5	22.0	23.8	4.2
平均給料 月額(円)	-	229,179	290,908	325,963	371,502	403,512	430,511

人員計	214 人
平均給料月額	331,821 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15		8					
16							
17			3				
18							
19		5	3				
20			1				
21		2	5				
22							
23		3	2				
24			1				
25		3	4				
26			1	1			
27			3	3			
28							
29		1					
30			2	2			
31		4	4	3			
32				1			
33		2	6	4			
34		3	1	2			
35		1	1				
36		1	3	5			
37			2	5			
38		1		1			
39		2		1			
40		1		3			
41				3			
42			1	3		1	
43				4			
44				1	1		
45				8		5	
46				2			
47				1		1	
48				3	1		
49				2		1	
50				2		4	
51		1		5	2	1	
52				1	1	1	
53				6			
54				3	1		
55				2		1	
56				2	1	3	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57				5	2		
58				3	1		
59				4		1	
60				3	2	1	
61				3	1		
62				1	2	2	
63				2			
64				3	1	1	
65				1		1	
66			1	1	1	1	
67				2			
68				2			
69				4			
70					3		
71							
72							
73					4		
74				2	6		
75				1	1		
76					1		
77				1	1		
78					1		
79					1		
80				1	3		
81					4		
82					1		
83					4		
84				1	4		
85					1		
86					2		
87					1		
88							
89					3		
90					2		
91							
92					2		
93					20		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165								
166								
167								
168								
169								
計(人)		-	38	44	119	82	25	-
構成比(%)		-	12.4	14.3	38.6	26.6	8.1	-
平均給料 月額(円)		-	228,400	267,607	323,789	383,957	418,612	-

人員計	308 人
平均給料月額	327,710 円



技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15		1			
16					
17					
18					
19					
20					
21		2			
22					
23		1			
24					
25		3			
26					
27			1		
28					
29		1			
30					
31		5			
32					
33		1			
34					
35		2			
36					
37					
38		1			
39		2			
40		1			
41			2		
42		1			
43		1			
44					
45					
46					
47			1		
48					
49			1		
50					
51			1		1
52					
53					
54					1
55					
56					1
57			1		1
58					1
59					
60					1

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61					
62					1
63					
64					
65			1		
66				1	
67					
68					
69				2	
70			1		
71				1	
72			2	1	
73				3	
74			1		1
75			2		
76			1	1	
77				1	2
78				1	1
79				1	
80					
81				1	
82					1
83					
84				1	
85					7
86				2	
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94				1	
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計 (人)	-	24	15	17	19
構成比 (%)	-	32.0	20.0	22.7	25.3
平均給料 月額(円)	-	225,788	301,127	341,112	379,611

人員計	75 人
平均給料月額	305,964 円

公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	53								
10									
11									
12									
13	7								
14	3								
15	39								
16									
17	8								
18	4								
19	24								
20	2								
21	10								
22	5								
23	3								
24	24								
25	69	1							
26	4								
27	13	40							
28	17	3	7						
29	15	18	10						
30	14	9	17						
31	60	12	4						
32	5	45	10						
33	17	28	11						
34	18	15	15						5
35	5	25	15						1
36	4	18	26						4
37	4	28	16						1
38	1	24	13	1					
39	2	19	22						
40	2	17	13						
41	1	15	21						1
42	1	11	20	1					
43	3	8	21						2
44	1	14	22	1					
45	1	10	18	2				2	
46		7	29	1	1				
47		7	20	3				4	
48	1	7	19	1				1	
49	2	7	19	2		1		8	
50	1	5	15	2		2		4	
51		7	19	1		1		1	
52	1	5	13	1	1	1			
53		6	18	1	3				
54		2	22	6	3	2			
55		5	19	5	7	3	4	1	
56		1	19	7	3	4	4		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		2	23	4	7	1	6		
58		6	23	1	5	1	1	2	
59		5	35	4	9		6	1	
60		1	25	5	4	2	4		
61		1	20	8	4	3	5	1	
62		3	26	21	7	1	1		
63		3	25	29	10	4	6		
64		4	27	31	5	1	1		
65		1	19	17	12	4			
66		2	18	21	6	3	1		
67		1	33	19	7	2	1		
68		3	25	15	7	2			
69		2	16	22	8	3	2		
70			15	33	11		1		
71			22	17	12	2	1		
72			21	16	8	1	1		
73			15	20	10	3	3		
74			22	26	4	4			
75			13	14	7		1		
76			14	24	5	1	1		
77			12	7	8	2	6		
78			3	23	10		1		
79			3	10	9	1	5		
80			2	18	7	1	1		
81			1	10	7	1	3		
82			1	6	7	1	2		
83			2	6	9	7	3		
84			5	4	8	7	2		
85				5	8	6	16		
86			2	7	11	6			
87			3	9	7	4			
88			1	6	7	1			
89			3	7	5	3			
90			2	8	9	5			
91			1	5	3	4			
92				6	8				
93			2	5	72	13			
94				9					
95			2						
96				5					
97				8					
98				10					
99				8					
100				5					
101				4					
102			1	1					
103			1						
104				9					
105				8					
106			1	6					
107				7					
108				7					
109				6					
110				7					
111				9					
112			1	5					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113				10					
114			1	6					
115				3					
116				9					
117			1	9					
118				15					
119			2	10					
120				6					
121			1	13					
122			2	8					
123				6					
124				13					
125			1	81					
126			1						
127			1						
128			1						
129									
130			1						
131									
132			1						
133			1						
134			1						
135			1						
136									
137									
138			1						
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計(人)	444	453	997	827	361	114	89	25	14
構成比(%)	13.4	13.6	30.0	24.9	10.9	3.4	2.7	0.7	0.4
平均給料 月額(円)	207,282	247,455	291,357	371,846	407,408	418,829	435,540	450,364	471,543

人員計	3,324 人
平均給料月額	316,960 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		16			
6					
7		1			
8		2			
9		3			
10					
11	1	13			
12		1			
13		3			
14		1			
15		16			
16		2			
17		8			
18		3			
19		13			
20					
21		22			
22		4			
23	2	12			
24		6			
25	1	23			1
26	1	3			
27		22			2
28		9			
29	1	24			
30		6			6
31	1	21			3
32		4			2
33	3	25			4
34		4			4
35	1	16			7
36		7			1
37	1	33			2
38	1	7			5
39		15			6
40		6			3
41	1	31			3
42		12			1
43	1	11			2
44	1	6			3
45	2	22			20
46	3	10			
47	1	18			
48		10			
49	1	26			
50	2	8			
51	3	20			
52	3	9			
53	1	20			
54	1	9			
55	1	9			
56	3	16			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	3	26			
58	1	5			
59	4	13			
60		11		2	
61	3	28		11	
62		12		1	
63	2	11		3	
64	2	12		5	
65	4	17		12	
66	3	18			
67	1	22		2	
68	4	11		3	
69	3	13		8	
70		19		2	
71	4	20		3	
72	3	6		4	
73	2	31		4	
74		25		4	
75	2	24		1	
76	2	20		4	
77	5	25		6	
78	1	19		3	
79	5	18		1	
80	1	24		5	
81	1	20		18	
82	2	26			
83	1	29			
84		26			
85	2	20			
86	2	14			
87		24			
88	3	36			
89	2	26			
90	3	32			
91	1	29	1		
92	1	21	3		
93	1	35	4		
94	2	21	4		
95		20	3		
96	2	24	2		
97	1	22	8		
98	3	20	2		
99	1	15	8		
100	1	18	1		
101		22	4		
102		25	1		
103		20	3		
104	1	21	2		
105	3	28	2		
106		22	1		
107	1	16	1		
108	3	19	2		
109		34	2		
110		13	1		
111		29			
112	2	23			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		2	30			
114			14			
115			27			
116			49			
117		1	14			
118		2	40			
119		1	46			
120		1	33			
121		1	33			
122		1	65			
123			23			
124			50			
125		1	46			
126			50			
127			45			
128		2	31			
129			27			
130			38			
131			50			
132		1	56			
133			55			
134			50			
135			105			
136			49			
137		2	115			
138		1	41			
139			12			
140		1	25			
141		1	11			
142		1				
143		1	1			
144			2			
145		1	2			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計(人)		152	3,003	55	102	75
構成比(%)		4.5	88.7	1.6	3.0	2.2
平均給料 月額(円)		273,064	368,626	430,138	451,600	472,551

人員計	3,387 人
平均給料月額	370,137 円



教育職給料表(2) (小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		125			
18					
19		13			
20		17			
21		23			
22		3			3
23		124			10
24		8			36
25		23			38
26		20			36
27		126			6
28		8			22
29		40			41
30		32			16
31		58			19
32		16			10
33		104			21
34		15			7
35		46			7
36		30			13
37		122			12
38		17			18
39		46			5
40		28			27
41		82			26
42		23			12
43		30			29
44		41			22
45		93			88
46		22			
47		37			
48		38			
49		92			
50		21			
51		44			
52		25			
53		86			
54		23			
55		44			
56		40			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		65			
58		27			
59		41			
60		35			
61		75			
62		28			
63		34			
64		48			
65		55			
66		25			
67		25			
68		30			
69		59			
70		29			
71		38			
72		29		1	
73		76			
74		24			
75		37		2	
76		38		83	
77		58		6	
78		34		2	
79		39		2	
80		37		91	
81		49		14	
82		36		8	
83		53	1	4	
84		39		56	
85		53		15	
86		26		21	
87		36		13	
88		26		33	
89		49		18	
90		26		27	
91		53		11	
92		29		26	
93		42		18	
94		32		25	
95		35	2	13	
96		28	9	11	
97		44	5	43	
98		27	4		
99		24	3		
100		22	5		
101		52	5		
102		25			
103		30	1		
104		23	1		
105		68	2		
106		24	1		
107		47			
108		38	2		
109		66			
110		28			
111		64			
112		34			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113			81			
114			31			
115			60			
116			52			
117			99			
118			45			
119			57			
120			57			
121			128			
122			40			
123			90			
124			57			
125			54			
126			71			
127			77			
128			105			
129			101			
130			86			
131			132			
132			135			
133			97			
134			177			
135			132			
136			157			
137			172			
138			153			
139			147			
140			193			
141			153			
142			121			
143			261			
144			174			
145			187			
146			164			
147			129			
148			145			
149			259			
150			37			
151			48			
152			36			
153			10			
154			14			
155			6			
156			3			
157						
計(人)	-		8, 533	41	543	524
構成比 (%)	-		88. 5	0. 4	5. 6	5. 5
平均給料 月額(円)	-		352, 757	410, 778	426, 254	445, 595

人員計	9, 641 人
平均給料月額	362, 189 円

## 第11表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

### その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	3							3			
事務職	28				28						
研究職	1						1				
医療職(1)	0										
医療職(2)	0										
医療職(3)	0										
技術職(1)	0										
技術職(2)	0										
公安職	36				1	12	19	3	1		
教育職(1)	136	12	124								
教育職(2)	47		47								
給料表計	251										
60歳	99										
61歳	71										
62歳	45										
63歳	23										
64歳	13										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ。)

### その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	68				42	24	2				
事務職	42				29	12	1				
研究職	4				4						
医療職(1)	0										
医療職(2)	7					1	6				
医療職(3)	2					1	1				
技術職(1)	0										
技術職(2)	1					1					
公安職	0										
教育職(1)	77		77								
教育職(2)	82		82								
給料表計	283										
60歳	115										
61歳	55										
62歳	48										
63歳	37										
64歳	28										

## 2 民間の給与関係

### 平成28年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 862事業所

② 調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他54職種、合計76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した調査対象事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から181事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の各調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

初任給関係329人（うち事務・技術関係299人）、初任給関係以外の調査職種7,285人（うち事務・技術関係6,169人）

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、69,745人であり、うち事務・技術関係職種該当者は52,730人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第25表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 160	事業所 18	事業所 25	事業所 22	事業所 68	事業所 27
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	9	2	—	—	5	2
製造業	97	7	19	13	39	19
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	17	3	2	4	6	2
卸売業、小売業	6	—	—	—	5	1
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	4	2	2	—	—	—
教育、学習支援業、 医療福祉サービス業	27	4	2	5	13	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が19所あった。
- 2 調査対象事業所181所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた179所に占める調査完了事業所160所の割合（調査完了率）は89.4%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に分類されるものを除く。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
		%	%	%	
大学卒	28.3	(35.1)	(63.4)	(1.5)	71.7
高校卒	16.8	(33.9)	(66.1)	(—)	83.2

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
- 2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	190,181	188,692	191,999	x
	高 校 卒	155,602	157,560	154,334	—
新 卒 技 術 者	大 学 卒	202,895	206,331	200,090	—
	高 校 卒	168,535	168,228	168,898	—
計	大 学 卒	195,107	194,623	195,758	x
	高 校 卒	161,077	162,929	159,524	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	%	%	%	%
係 員	37.2	11.6	—	51.2
課 長 級	27.6	8.2	—	64.2

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第16表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	91.1%	89.3%	22.5%	11.4%	55.4%	1.8%	8.9%
課 長 級	74.4%	72.5%	19.5%	8.7%	44.3%	1.9%	25.6%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給制度の状況

項 目		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
役職・企業規模						
係 員	規 模 計	93.4%	41.5%	82.0%	55.4%	6.6%
	500人以上	91.9%	35.4%	84.2%	62.7%	8.1%
	100人以上 500人未満	93.7%	48.3%	82.0%	59.8%	6.3%
	50人以上 100人未満	96.2%	38.5%	76.9%	26.9%	3.8%
課 長 級	規 模 計	81.1%	32.8%	72.1%	46.6%	18.9%
	500人以上	74.9%	25.7%	66.8%	49.2%	25.1%
	100人以上 500人未満	84.3%	38.4%	77.2%	51.5%	15.7%
	50人以上 100人未満	88.0%	36.0%	72.0%	28.0%	12.0%

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。



第18表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係長及び係長級専門職
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給料上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給料上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給料上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

## 第19表 民間における職種別給与額等

その1 常勤の従業員（再雇用者を除く。）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	51.4	850,104	0	850,104
	工 場 長	16	54.0	710,648	0	710,648
	事 務 部 長	189	53.3	653,264	1,036	652,228
	技 術 部 長	133	52.0	705,573	4,456	701,117
	事 務 部 次 長	49	54.7	578,833	6	578,827
	技 術 部 次 長	28	53.4	535,212	9,718	525,494
	事 務 課 長	377	50.4	585,897	12,617	573,280
	技 術 課 長	467	50.0	586,528	4,182	582,346
	事 務 課 長 代 理	81	49.8	482,914	16,708	466,206
	技 術 課 長 代 理	53	47.2	519,146	43,746	475,400
	事 務 係 長	461	45.3	422,440	46,140	376,300
	技 術 係 長	408	43.4	508,540	75,383	433,157
	事 務 主 任	197	42.4	377,533	63,550	313,983
技 術 主 任	152	43.1	404,727	64,750	339,977	
事 務 係 員	1,911	35.3	330,898	44,499	286,399	
技 術 係 員	1,640	33.4	345,149	60,743	284,406	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	7	55.2	783,819	0	783,819
	研 究 部 ( 課 ) 長	38	52.1	685,913	0	685,913
	研 究 室 ( 係 ) 長	—	—	—	—	—
	主 任 研 究 員	58	49.3	603,136	32,013	571,123
	研 究 員	83	36.3	447,023	65,433	381,590
研 究 補 助 員	x	x	x	x	x	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	64	1,585,050	150,000	1,435,050
	副 院 長	6	56.8	1,364,960	302,607	1,062,353
	医 科 長	34	46.4	1,258,089	319,609	938,480
	医 師	37	33.8	998,245	271,169	727,076
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	4	56.8	561,804	60,980	500,824
	薬 剤 師	34	32.2	359,397	65,839	293,558
	診 療 放 射 線 技 師	40	39.0	389,489	38,399	351,090
	臨 床 検 査 技 師	52	38.8	346,340	28,505	317,835
	栄 養 士	31	34.5	273,645	15,585	258,060
	理 学 療 法 士	39	34.1	323,828	24,829	298,999
	作 業 療 法 士	38	31.8	275,965	12,174	263,791
	総 看 護 師 長	7	56.8	500,152	0	500,152
	看 護 師 長	90	46.3	442,175	43,902	398,273
看 護 師	156	35.8	335,355	50,740	284,615	
准 看 護 師	72	48.0	295,874	21,541	274,333	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	—	—	—	—	—
	大 学 教 授	27	59.0	869,228	4,444	864,784
	大 学 准 教 授	28	53.6	656,864	4,125	652,739
	大 学 講 師	31	48.4	667,538	32,194	635,344
	大 学 助 教	40	38.9	420,600	2,488	418,112

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
教育 関 係 職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	2	63.0	583,055	0	583,055
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 指 導 教 諭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 諭	87	44.4	411,395	672	410,723
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	x	x	x	x	x
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	4	54.7	384,322	59,902	324,420
	守 衛	45	41.0	373,052	125,005	248,047
	用 務 員	22	51.1	268,643	18,013	250,630
調 査 実 人 数 合 計	7,285					

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
事 務 事 務 ・ 技 術 部 長	12	61.5	390,254	932	389,322
技 術 事 務 ・ 技 術 部 次 長	2	61.7	276,604	0	276,604
関 係 事 務 ・ 技 術 課 長	7	63.2	321,531	0	321,531
事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—
係 事 務 ・ 技 術 係 長	3	62.8	262,955	19,739	243,216
職 種 事 務 ・ 技 術 主 任	—	—	—	—	—
事 務 ・ 技 術 係 員	255	62.5	221,812	9,001	212,811
調 査 実 人 数 合 計	279				

第20表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
8 級	課長		
7 級	課長代理	課長	課長
6 級			
5 級	係長	課長代理	課長代理
4 級		係長	係長
3 級	主任	主任	主任
2 級		主任	主任
1 級	係員	係員	係員

## 第21表 民間における家族手当の支給状況

### その1 配偶者に対する家族手当の支給状況

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
75.1%	(95.9%)	[85.0%]	[15.0%]	(4.1%)	24.9%

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の 見直しの動向等によっては 見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない (検討も行っていない)
8.7%	9.9%	81.4%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その3 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,162 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,736 円
配 偶 者 と 子 2 人	25,251 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	50.3%
支給しない	49.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第23表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	円 350,662 359,747
特別給の支給額	下半期(B1)	円 742,271	円 483,416
	上半期(B2)	781,985	538,617
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$	月分 2.12	月分 1.76
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.17	1.89
	年間計	4.29	3.65

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.20月である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率 （額）分	考 課 査定分	一定率 （額）分	考 課 査定分	一定率 （額）分	考 課 査定分
規 模 計	54.4%	45.6%	49.2%	50.8%	46.0%	54.0%
500人以上	54.4	45.6	43.0	57.0	36.8	63.2
100人以上 500人未満	57.1	42.9	54.1	45.9	53.9	46.1
50人以上 100人未満	48.2	51.8	50.2	49.8	47.6	52.4

第25表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		（参考）適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	7.3%	7.3%	5.0%	5.0%
30%	63.7	71.0	37.0	42.0
29%	—	71.0	—	42.0
28%	0.3	71.3	1.1	43.1
27%	—	71.3	—	43.1
26%	—	71.3	—	43.1
25%	28.7	100.0	56.9	100.0

（注） 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。



### 3 労働経済関係

第26表 労働経済指標

項目 年度・ 年月	全 国					栃 木 県				
	① きまって支給する給与 (調査産業計)		② 総実労働 時間数 (調査 産業計)	③ 所定外労 働時間数 (調査 産業計)	④ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑥ 総実労働 時間数 (調査 産業計)	⑦ 所定外労 働時間数 (調査 産業計)	⑧ 有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比				金 額	前年度比・ 前年同月比			
	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)
平成26年度	290,813	0.3	149.3	12.8	1.11	284,648	▲ 0.1	154.6	15.3	0.97
平成27年度	289,122	0.5	148.9	12.8	1.23	281,924	▲ 0.4	153.6	14.2	1.09
平成27年4月	292,538	0.5	155.8	13.4	1.17	283,384	▲ 0.8	159.0	14.2	1.05
5月	286,844	0.0	143.0	12.5	1.18	278,933	▲ 0.9	147.1	13.7	1.06
6月	290,100	0.8	153.4	12.6	1.19	284,672	▲ 0.1	159.2	14.5	1.07
7月	289,412	0.6	155.5	12.7	1.21	285,621	0.4	161.3	14.4	1.09
8月	287,214	0.3	145.4	12.2	1.22	279,245	▲ 0.9	147.3	13.0	1.08
9月	288,085	0.4	147.0	12.7	1.23	281,373	▲ 0.2	150.6	13.8	1.08
10月	289,773	0.6	149.7	13.0	1.24	282,128	▲ 0.9	156.0	14.6	1.09
11月	288,981	0.5	149.6	13.3	1.26	282,044	▲ 0.1	154.9	14.8	1.11
12月	289,330	0.5	147.9	13.4	1.27	283,165	▲ 0.8	153.1	15.0	1.13
平成28年1月	286,619	0.2	140.4	12.3	1.28	279,345	▲ 0.4	145.0	13.6	1.15
2月	288,605	1.0	147.0	12.6	1.28	279,290	0.5	151.5	14.1	1.11
3月	292,022	1.3	152.5	13.2	1.30	283,890	0.8	158.6	14.6	1.12
4月	293,837	0.5	153.8	13.3	1.34	284,552	0.4	157.8	14.4	1.19
5月	287,535	0.3	142.7	12.2	1.36	281,977	1.1	146.7	13.9	1.17
6月	290,273	0.0	154.0	12.5	1.37	285,167	0.2	159.5	14.5	1.17
資料出所	厚 生 労 働 省					県 民 生 活 部				栃木 労働局

(注) 1 ①、⑤、⑩、⑪は平成22年基準である。  
 2 ①、②、③、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 ⑨の平成26年度、27年度の欄は、それぞれ平成26暦年、27暦年の数値である。

⑨ 消 費 支 出								⑩消費者物価指数		⑪
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	国内企業 物価指数
全世帯		勤労者世帯		全世帯		勤労者世帯				
金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
291,194	0.3	318,755	▲ 0.1	329,193	6.6	367,700	11.1	2.9	3.6	2.7
287,373	▲ 1.3	315,379	▲ 1.1	296,903	▲ 9.8	330,869	▲ 10.0	0.2	0.4	▲ 3.2
300,480	▲ 0.5	334,301	1.3	337,842	5.4	457,264	31.9	0.6	0.9	▲ 2.1
286,433	5.5	317,317	8.3	276,955	▲ 10.5	312,197	▲ 16.3	0.5	0.7	▲ 2.2
268,652	▲ 1.5	293,042	▲ 0.9	255,390	▲ 20.9	277,434	▲ 28.2	0.4	0.7	▲ 2.4
280,471	0.1	314,788	1.0	233,072	▲ 33.3	257,644	▲ 31.9	0.2	0.6	▲ 3.2
291,156	3.2	317,195	3.7	277,220	▲ 12.4	307,966	▲ 16.3	0.2	0.8	▲ 3.7
274,309	▲ 0.3	298,733	▲ 1.6	280,371	▲ 3.4	305,449	▲ 5.2	0.0	0.5	▲ 4.0
282,401	▲ 2.1	309,761	▲ 2.0	321,289	5.1	285,587	▲ 18.4	0.3	0.3	▲ 3.8
273,268	▲ 2.5	294,905	▲ 3.7	310,329	2.3	353,048	9.0	0.3	▲ 0.1	▲ 3.7
318,254	▲ 4.2	340,474	▲ 4.8	325,886	▲ 16.9	318,577	▲ 15.0	0.2	0.1	▲ 3.5
280,973	▲ 3.1	312,331	▲ 2.6	284,409	▲ 11.9	316,763	▲ 7.2	0.0	▲ 0.2	▲ 3.2
269,774	1.6	297,662	2.2	256,822	▲ 3.8	254,127	▲ 14.9	0.3	0.5	▲ 3.4
300,889	▲ 5.3	334,609	▲ 4.9	249,296	▲ 29.7	275,858	▲ 39.4	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 3.8
298,520	▲ 0.7	338,001	1.1	261,436	▲ 22.6	248,219	▲ 45.7	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 4.2
281,827	▲ 1.6	306,721	▲ 3.3	251,412	▲ 9.2	247,415	▲ 20.8	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 4.3
261,452	▲ 2.7	276,602	▲ 5.6	235,093	▲ 7.9	213,151	▲ 23.2	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 4.2
総 務 省									日本銀行	

## 4 生計費関係

第27表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費 (平成28年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	24,442	36,112	46,039	55,966	65,893
住居関係費	39,580	43,617	39,817	36,020	32,224
被服・履物費	1,925	4,603	5,658	6,712	7,766
雑費Ⅰ	24,653	33,407	47,210	61,024	74,827
雑費Ⅱ	6,471	23,871	23,856	23,841	23,831
計	97,071	141,610	162,580	183,563	204,541

### 平成28年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(91世帯)に基づく費目別平均支出金額(4人世帯の1か月( $\frac{365}{12}$ 日)分の支出金額に調整したもの。以下「平均4人値」という。)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)における全国の1人世帯標準生計費を基礎に、宇都宮市の1人世帯標準生計費を算定した。

$$\text{宇都宮市の1人世帯標準生計費} = \text{全国の1人世帯標準生計費} \times \frac{\text{宇都宮市の平均4人値}}{\text{全国の平均4人値}}$$

## 5 国及び都道府県の給与関係

第28表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成27年4月)

ラスパイレス指数	98未満	98以上	99以上	100以上	101以上
		99未満	100未満	101未満	
団 体 数	7	9	10	17	4

(注) 1 「平成27年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を100としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は100.8である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、99.8である。

## 6 人事院勧告等の概要

### ○ 給与勧告の骨子

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

##### 1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

##### 2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査

- 民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳]  
[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]  
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数 4.20月）

##### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

###### (1) 俸給表

###### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

###### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

###### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ  
（係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額）

###### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
	勤勉手当	0.80月 (支給済み)	0.90月 (現行0.80月)
29年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.85月	0.85月

#### [実施時期]

- ・ 月例給：平成28年4月1日
- ・ ボーナス：法律の公布日

### Ⅲ 給与制度の改正等

#### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

#### 2 配偶者に係る扶養手当の見直し (平成29年4月1日から段階実施)

- 民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し
- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
  - ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
  - ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

#### 3 専門スタッフ職俸給表4級の新設 (平成29年4月1日実施)

- 政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設
- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
  - ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

#### 4 その他

##### (1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

##### (2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

##### (3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

## ○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

### 1 改正概要

#### (1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

#### (2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

#### (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

### 2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

### 3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

## ○ 公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を發揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

#### (2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

### (1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

### (2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

### (3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

### (4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラを防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

### (5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

## 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援